

落札後の注意事項

紋別市は、入札終了後に落札者（最高価申込者）となった方へメールにて、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、紋別市の連絡先などをお知らせします。メール確認後できるだけ早く、紋別市へ電話にて連絡をし、手続き等の説明を受けてください。その際、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先等をお知らせ下さい。

	動 産	自 動 車	不 動 産 (次順位買受申込者含む)
必 要 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価格－公売保証金 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価格－公売保証金 ・自動車検査登録印紙相当額 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価格－公売保証金 ・登録免許税相当額
	<ul style="list-style-type: none"> ・買受代金の納期限までに、紋別市が買受代金の納付を確認できるように一括で納付してください。 ・上記以外の必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用も負担していただきます。 		
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・紋別市からのメールをプリントアウトしたもの ・住所が証明出来るもの 個人：住民票または免許証のコピー 法人：商業登記簿抄本 ・保管依頼書※（保管希望の場合） ・送付依頼書※（送付希望の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・紋別市からのメールをプリントアウトしたもの ・住所証明書 個人：住民票または免許証のコピー 法人：商業登記簿抄本 ・所有権移転登録申請書(自動車用)※ ・自動車保管場所証明書(注) ・移転登録等申請書 (第1号様式(OCRシート))など ・自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 ・買受人の印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) ・郵便切手 1,500円程度 (ただし、買受人の「使用の本拠地の位置」を所管する運輸支局などが紋別市の所在地を所管する北見運輸支局以外の場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・紋別市からのメールをプリントアウトしたもの ・住所証明書 個人：住民票または免許証のコピー 法人：商業登記簿抄本 ・所有権移転登録申請書(不動産用)※ ・共有合意書※（共有入札の場合） ・権利移転の許可書又は届出受理書 (農地を含む) ・郵便切手 1,500円程度
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記書類は、買受代金納期限までに紋別市へ提出してください。 ・※のついている上記書類は、当市HPの公売に関する様式ダウンロードページからダウンロードできます。 ・注の「自動車保管場所証明書」は北海道警察のHPよりダウンロードできます。 		
引 渡 し 手 続 き 等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接引渡し 紋別市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。引渡し場所が紋別市の事務所以外である場合には、紋別市が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡し場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡し場所は、物件詳細ページで確認してください。 ・宅配便などで引き取る 紋別市が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ紋別市へ相談してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転手続き 紋別市は買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（登録）を行います。 ・直接引渡し 紋別市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。売却決定後(入札終了後の7日後)に紋別市が代金納付確認をした後に取引が可能となります。 買受代金納付期限後の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料をご負担いただくことがあります。(詳細は、落札後にいただく電話などでご説明いたします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転手続き 紋別市は買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。 開札日から所有権移転の登記手続き完了までは、1カ月程度を要します。 なお、紋別市は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引越しは行いません。

【注意事項】

- ・ 自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を所管する運輸支局及び自動車検査登録事務所が前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。
- ・ 落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合
落札者本人（落札者が法人の場合は代表者）が買受代金の支払い又は公売物件の取り引きを行えない場合、代理人が買受代金の支払い又は公売物件の取り引きを行えます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明及び代理人本人の確認書面が必要となります。
※ 落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は取り引きを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。
- ・ 権利移転の時期
買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。
※ ただし、公売物件が農地の場合は、都道府県知事などの許可などを受けた時点となります。

【重要事項】

落札後、権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	●買受代金を納付した時点で買受人に危険負担が移転します。買受代金の納付後に発生した財産のき損、盗難、焼失など損害の負担は、紋別市は一切負いません。
瑕疵担保責任	●紋別市は公売物件に対して瑕疵（かし）担保責任を負いません。
引渡し条件	●公売物件は、買受人が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。
返品・交換	●落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品や交換が出来ません。
引渡し義務	●「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合 紋別市は「売却決定通知書」を買受人に交付する方法により公売物件の引渡しを行います。買受人は「売却許可決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けて下さい。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても紋別市は現実の引渡しを行う義務を負いません。 ●公売物件が不動産の場合 紋別市は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。公売物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有権の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人自身で行ってください。また、隣人との境界画定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。
保管費用	●買受代金を納付する時に公売物件の引渡しを受けない場合は、保管費用がかかる場合があります。
買受人(最高価申込者)決定後、公売保証金が返還される場合	●買受人が買受代金納付するまでに、公売物件にかかる差押徴収金（市税など）の完納の事実が証明された場合は、買受することはできません。この場合は、納付された公売保証金は全額返還いたします。 ●買受人が買受代金を納付する前に、滞納者から不服申立などがあった場合は、公売手続きは停止します。公売手続きが停止となった場合は、買受人は買受を辞退することができます。この場合は、納付された公売保証金は全額返還いたします。

※ 注意

入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産などの場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含まれます。

問い合わせ先

北海道紋別市幸町2丁目1番18号

紋別市役所 総務部税務課納税係

電話 0158-24-2111 内線244, 294